

隊友会ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下、「本会」という。）定款4条に基づく公益目的事業活動を行なう際に、会員相互の識別及び隊友会の存在・活動を一般の方に広く広報するための隊友会ロゴマークの使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理事務)

第2条 隊友会ロゴマークの使用に係わる管理事務は、隊友会事務局が行う。

(隊友会が組織として使用する場合)

第3条 隊友会ロゴマークは、会員徽章、隊友旗及び表彰用紙以外で、隊友会ロゴマークの使用目的に合致する場合に使用する。（会員徽章、隊友旗及び表彰用紙に使用される紋章は、現行シンボルマークとする。）

- 2 隊友会ロゴマークは、各県隊友会の既存のマークと併用して使用する。
- 3 隊友会の名称を用いる資料等の印刷物については、可能な限り、隊友会ロゴマークを使用するものとする。
- 4 第3項のほか、隊友会の広報活動においては、積極的に隊友会ロゴマークを使用するものとする。
- 5 隊友会ロゴマークの使用に当たっては、隊友会ロゴマーク使用要領書（別冊）に則って使用するものとし、原則として、原図に少しの追加・修正も行ってはならない。但し、色については、単色で使用する事ができる。

(隊友会会員が使用する場合)

第4条 隊友会会員は、その業務に係わるもの（業務上使用する会員個人の所有物を含む。）に限り、隊友会ロゴマークを使用することができる。

- 2 隊友会会員が隊友会ロゴマークを使用する場合は、次の事項を遵守の上、適切に使用しなければならない。

- (1) 隊友会ロゴマークの目的を十分に理解し、いやしくも隊友会ロゴマークの品位を損なわないようにすること。
 - (2) 隊友会ロゴマーク使用要領書（別紙）に則って使用し、それに記された内容以外での、隊友会ロゴマークのデザインの変形、色の変更その他の改変をして使用してはならないこと。
 - (3) 隊友会ロゴマーク入りの物品等を製作し、これを販売する等により利益を得てはならないこと。
 - (4) 不適切な使用が判明した場合は、直ちにその使用を中止し、隊友会事務局長の指示に従わなければならないこと。
- 3 隊友会ロゴマークに使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に隊友会事務局に相談し、了承を得た後に使用するものとする。

（隊友会又は隊友会会員以外の者が使用する場合）

第5条 隊友会又は隊友会会員以外の者が、隊友会ロゴマークを使用することは、次に掲げる場合を除き、認めない。

- (1) 隊友会が製作した、隊友会ロゴマーク入りの物品等を隊友会活動のため、隊友会が隊友会会員以外の者に貸与等した場合
- (2) 隊友会が製作した、隊友会ロゴマーク入りの物品等を隊友会から記念品として譲渡された場合
- (3) 隊友会の許可を得て製作された、隊友会ロゴマーク入りの物品等を購入した場合
- (4) 隊友会から依頼を受けて隊友会ロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- (5) 隊友会ロゴマークの宣伝その他の隊友会の広報活動に資することを主たる目的として使用する場合であって、隊友会事務局長がその使用を認めたとき

（申 請）

第6条 隊友会又は隊友会会員以外の者が、前条第5号の規定により隊友会ロゴマークを使用しようとする場合は、使用の10日前（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。）までに、隊友会ロゴマーク使用申請書（別紙様式1）を隊友会事務局長に提出しなければならない。

(変 更)

第7条 第6条の使用申請に変更等があった場合、隊友会又は隊友会会員以外の者は、速やかに、隊友会ロゴマーク使用変更申請書（別紙様式2）を隊友会事務局長に提出しなければならない。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、隊友会ロゴマークの使用に関し必要な事項は、理事長が定める。

(附 則)

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

平成 年 月 日

隊友会ロゴマーク使用申請書

公益社団法人隊友会事務局長 殿

隊友会ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

1 申請者

- (1) 氏 名 印
(2) 住 所
(3) 電話番号
(4) Email アドレス

2 使用目的

3 使用方法 (具体的な使用方法が分かる図等を添付すること。)

4 使用開始希望日

上記の申請のとおり隊友会ロゴマークを使用することは、差し支えない。
なお、使用に当っては、下記の条件を厳守すること。

記

- 1 申請内容等に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 隊友会ロゴマーク使用要領書に則って使用すること。
- 3 不正な使用が行なわれた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会

事務局長

印

平成 年 月 日

隊友会ロゴマーク使用変更申請書

公益社団法人隊友会事務局長 殿

隊友会ロゴマークの使用に当り、次のとおり変更したいので申請します。

1 申請者

- (1) 氏 名 ㊟
(2) 住 所
(3) 電話番号
(4) Email アドレス

2 変更事項

- (1 申請者 2 使用目的 3 使用方法 4 使用開始希望日 5 その他)
* 該当する事項を○で囲んで下さい。

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

上記の変更申請のとおり隊友会ロゴマークを使用することは、差し支えない。
なお、使用に当っては、下記の条件を厳守すること。

記

- 1 申請内容等に変更等があった場合は、速やかに変更申請を行うこと。
- 2 隊友会ロゴマーク使用要領書に則って使用すること。
- 3 不正な使用が行なわれた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会

事務局長

㊟

別 冊

(第3条第5項関係)

隊友会ロゴマーク使用要領書



隊友会

平成23年4月

目 次

- 1 隊友会ロゴマークについて
- 2 隊友会ロゴマークの寸法・色
- 3 背景色に応じる表示要領
- 4 隊友会ロゴマークと県名等の併記
(縦使用の場合)
- 5 隊友会ロゴマークと県名等の併記
(横使用の場合)
- 6 レイアウト上の注意
- 7 その他、使用上の注意

1 隊友会ロゴマークについて



全体のフォルムは敬礼をしながら前進する自衛官を表し、常に前向きに進化を続ける自衛隊／隊友会を表現すると共に自衛官への敬意も表しています。

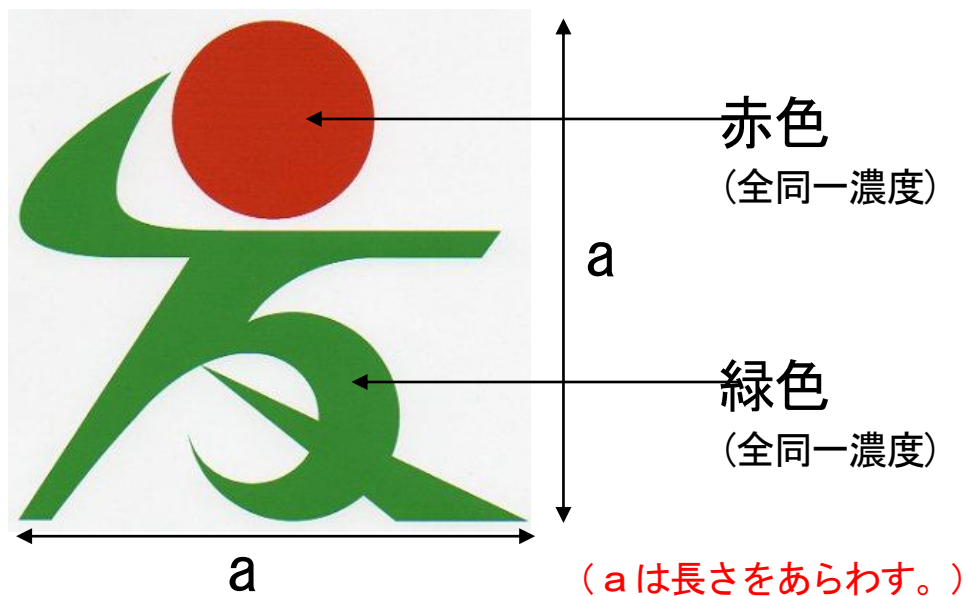
また隊友会の「友」の文字もイメージしており、一目で隊友会のロゴマークである事を認識できるものとしている。

赤い部分は日本国旗（日の丸）を意識しており、緑色は日本国の平和への願いや「自衛隊と国民とのかけ橋」となる隊友会の協調性／調和性等を表現しています。

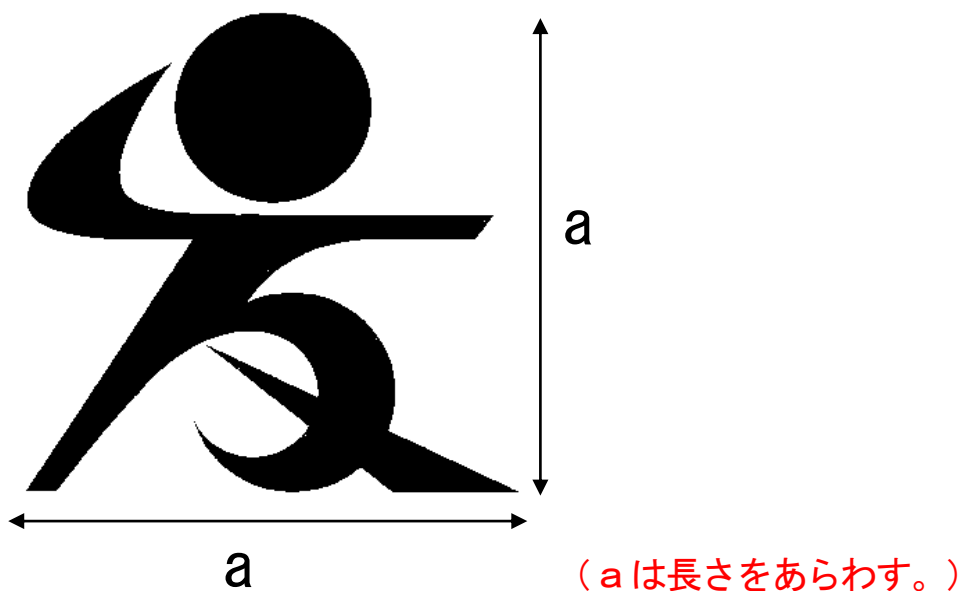
- 使用要領に記載された内容以外での、隊友会ロゴマークの変形・色の変更・その他の改変は禁止します。
- マーク部分のみを単独で使用することは可能であり、単色での使用もできます。

2 隊友会ロゴマークの寸法・色

カラー用



単色用



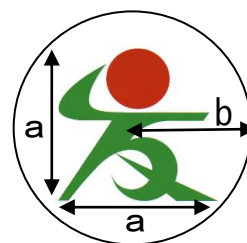
* 黒色以外、背景色に応じ他の単色を使用できる。

3 背景色に応じる表示要領

基本的表示要領

- 白色及び白色を基調とする下地については、隊友会ロゴマークを直接表示します。
- 上記以外の下地色の場合は、白抜き円又は白抜きを基調とする円の中央部に隊友会ロゴマークを表示し、円の大きさは

$$b = \frac{a}{2} \times 1.5 \quad \text{とします。}$$



カラー用の場合

- 背景白色又は白色を基調とする下地の場合



- 背景が上記以外の場合



単色用の場合

- 背景白地又は淡色地の場合



そのまま使用する。

- 背景が濃色地の場合



白抜き円の中央部に表示する。

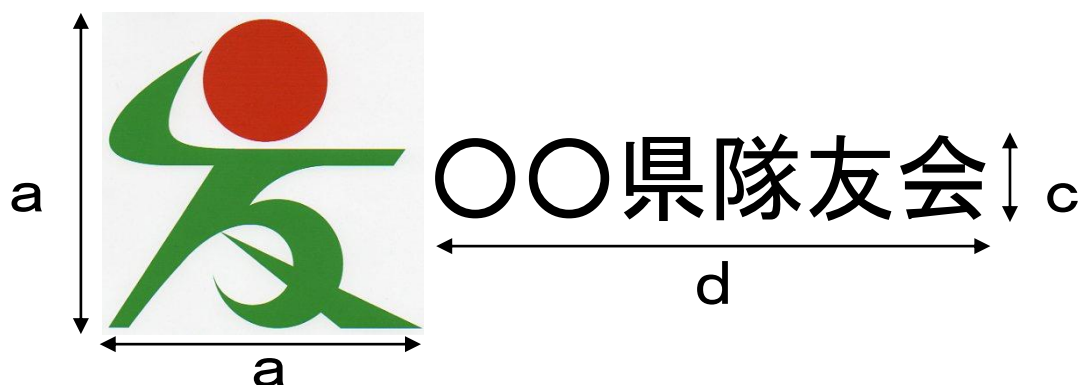
4 隊友会ロゴマークと県名等の併記 (縦使用の場合)



(a、c、dは長さを表す。)

- 隊友会ロゴマークは、県隊友会名及び同支部名（以下「県名等」という。）を単独又は同時に併記できます。
- 県名等を同時に使用する場合は、二段に分けて表示します。
- 県名等は漢字とし、書体は使用目的に応じ適宜に選択できます。
色は黒色を基調とし、背景に応じ県名等が鮮明となる色を使用する事が出来ます。（例えば黒色下地の場合の白色。）
- $c = \frac{a}{6} \sim$ を目安とし、また、dはaの長さの範囲内として、字数に応じて中央部に表示します。
- 表示位置の細部は第6項によります。

5 隊友会ロゴマークと県名等の併記 (横使用の場合)



- 隊友会ロゴマークは、県名等を単独又は同時に併記できます。
- 県名等を同時に使用する場合は二段に分け、中央部に表示します。
- 県名等は漢字とし、書体は使用目的に応じ適宜に選択できます。
色は黒色を基調とし、背景に応じ県名等が鮮明となる色を使用することができます。(例えば黒色下地の場合の白色)
- 県名等は漢字とし、書体は使用目的に応じ適宜に選択できます。
- $c = \frac{a}{4 \sim 5}$ を目安とし、又、 d は a の2倍の長さの範囲内 とします。二段併記の場合もこの基準とします。



- 表示場所によりロゴマークを中心に表示することができます。

6 レイアウト上の注意

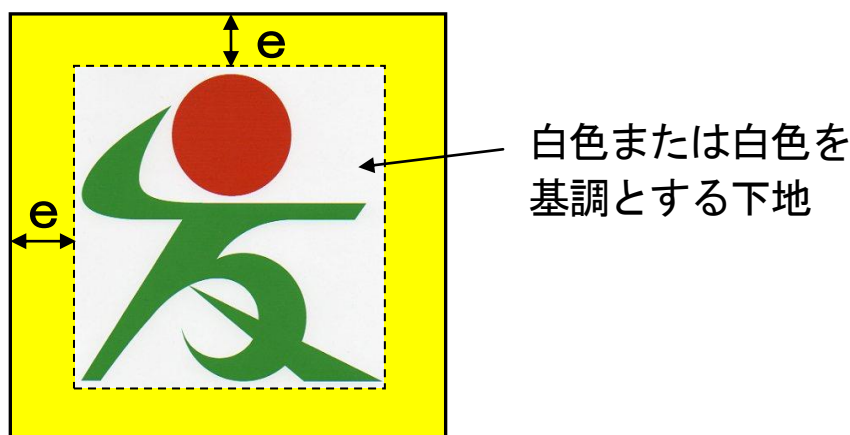
● 描画不可エリア

e を基準として、隊友会ロゴマークの周囲（黄色の部分）は描画不可エリアとなります。

背景色以外の「文字・イラスト・写真等」は、描画不可エリアに入れないで下さい。背景扱いの「文字・イラスト・写真等」の上に配置する場合は、描画不可エリアを「白マド」としてご使用下さい。ただし、「文字・イラスト・写真等」で全体的に濃淡が少なく、同一色と感じられ隊友会ロゴマークが鮮明に浮かび上がる状況の場合は、使用可能とします。

$e = \frac{a}{4}$ を目安とします。

例1) 直接表示する場合



例2) 白抜き円に表示する場合



- 県名等を表示する場合は次によります。

例 1) 直接表示する場合



例 2) 白抜き円に表示する場合



白抜き円の外線部に接して表示する。



7 その他、使用上の注意

- 各県隊友会の既存のロゴマーク等と並記する場合は、次により行うことができます。



各県が既に使用している
ロゴマーク等

- 隊友会ロゴマークの著作権は隊友会が有しており、隊友会
会員以外の者が無断で使用することは禁止します。
使用に当たっては、所定の手続きを行って下さい。



〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

隊友会事務局

電話：03-5362-4873

(参 考)

マークと文字の配列大きさ



8分の1の比率

東京都隊友会



6分の1の比率

東京都隊友会



5分の1の比率

隊友会